

神戸薬科大学健康食品指導薬剤師認定要項

1. 健康食品指導薬剤師とは

健康食品に期待される三次機能（生体調節による健康の維持、疾病の予防、体調リズムの調節、老化の抑制など）に関する専門知識を有し、これらの食品を消費者が利用しようとするときに、有効かつ安全に摂取できるよう適正な情報を提供できる薬剤師を健康食品指導薬剤師と称し、神戸薬科大学がこれを認定します。

2. 受験資格

以下の条件を満たす方に健康食品指導薬剤師認定のための受験資格を与えます。

薬剤師であって、神戸薬科大学エクステンションセンター（以下、「本センター」という）の指定する「健康食品講座」の課程を修了すること。

3. 受験申込

受験希望者は次の書類をそろえて、所定の期日までに本センターに郵送してください。

- ① 受験申込書
- ② 受験料払込受領書の写し
- ③ 本センターの指定する「健康食品講座」の受講証明書

なお、前回試験不合格者の場合は、上記③は不要です。ただし、①に「前回受験済」と明記すること（第5項参照）。

4. 試験

試験は論文形式とし、年1回実施します。なお、論文は別途定める健康食品指導薬剤師認定試験委員会において審査し、可否を判定します。

5. 試験結果の発表

試験合格者には「合格通知書」を発行します。なお、試験不合格者は次回に限り再受験することができます。

6. 指導薬剤師認定証の交付

試験合格者は所定の神戸薬科大学健康食品指導薬剤師認定証交付申請用紙に必要事項を記入し、「合格通知書」の写しと審査料払込受領書の写しを添えて、本センターに郵送してください。本センターは書類確認の上、認定証を交付します。

7. 認定証の有効期限

認定証の有効期限は発行日から3か年とします。

8. 認定証の更新

- 1) 認定証の更新は健康食品に関する研修を3年間で20単位以上修得することを条件とし、事業委員会において認定基準に適合しているか審査し、認定の可否を決定します。修得単位は「神戸薬科大学健康食品指導薬剤師生涯研修履修手帳」（以下、「研修手帳」という）に貼付し、研修内容を記載してください。（「薬剤師生涯研修履修手帳」との

重複利用は不可)。

- 2) 更新に必要な単位を修得した方は、次の書類をそろえて認定期間満了日後 1 か月以内に本センターに郵送してください。本センターは書類確認の上、更新認定証を交付します。

- ① 研修手帳
- ② 更新申請書
- ③ 審査料払込受領書の写し（更新申請書に貼付）
- ④ 認定証の写し

なお、申請書は本センターのホームページより入手することができます。郵送希望の場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封の上、本センターまで請求してください。

- 3) 1) の年限内に出産・育児、病気等、やむを得ない事由により受講できなかったとエクステンション事業委員会が認めた場合には、その期間分は延長することができます。
- 4) 健康食品指導薬剤師証の再交付・認定の取消・個人情報の管理については、神戸薬科大学研修認定薬剤師に関する規程に準じます。
- 5) 認定更新者で、更新単位未修得者は新規者扱いとする。ただし、論文試験は有効とします。

9. 研修記録の証明

神戸薬科大学生涯研修認定制度実施要領 第 10 項に準じます。

10. 認定更新の対象となる研修

以下の団体が主催又は共催する集合研修および在宅研修とします。

- 1) 本センター又は神戸薬科大学同窓会支部生涯研修企画委員会が主催する、健康食品に関する研修会
- 2) 公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構により認証された他認証機関（以下、「他認証機関」という）が主催する、健康食品に関する研修会
- 3) 健康食品に関する演題を含む学会
- 4) 在宅研修システム(e-learning)小テストまたはレポート：3年間に3単位まで認めます（90分1単位）。
- 5) その他本センターが認めた研修会

神戸薬科大学生涯研修認定制度実施細則に準じます。

11. 単位シールの申請

- 1) 学会等や他の認証機関が交付した単位シールは、「研修手帳」に貼付することができます。
- 2) 集合研修で他認証機関から単位シールの交付がない場合は、次の書類をそろえて、本センターに郵送してください（神戸薬科大学生涯研修認定制度実施細則 1, 3 及び 4 に準じます）。

本センターは書類確認の上、単位シールを交付します。なお、単位シールの単位基準は、本センターの研修認定薬剤師認定基準に準じます。

- ① 受講単位請求書

- ② 受講証又は参加証の写し
- ③ 健康食品に関する記載のあるプログラム等の写し
- ④ 成果を記載したレポートを別紙で提出
- ⑤ 返信用封筒に切手(定形普通郵便料金)を貼付したもの

12. 受験料及び審査料

- 1) 受験料は5,000円とします。
- 2) 認定証交付審査料は初回および、更新時とも10,000円とします。

受験料および認定証交付審査料は郵便振込みにより納付し、払込手数料は申請者負担とします。

振込先 学校法人 神戸薬科大学
口座番号 01110-9-24113

13. 広報

神戸薬科大学生涯研修認定制度実施要領 第12項に準じます。

14. 問合せ先及び必要書類の入手

神戸薬科大学エクステンションセンター

TEL 078-441-7627 Fax 078-441-7629

申請書等、関係書類は本センターのホームページより入手できます。

<http://www.kobepharma-u.ac.jp/extension/>

- 平成22年11月11日改正 (第1項、第2項、第3項、第10項、第11項、
第12項、第14項)
- 平成23年4月14日改正 (第8項)
- 平成23年10月7日改正 (第8項、第11項)
- 平成23年10月7日追加 (第9項、第10項、第13項)
- 平成23年12月7日改正 (第10項)
- 平成24年8月8日改正 (第1項、第2項、第10項)
- 平成26年12月9日改正 (第8項)